令和５年度

山形県ＰＴＡ連合会安全互助会からのご案内

（児童・生徒、教職員、ＰＴＡ会員傷害・賠償補償制度）

〔傷害保険普通保険約款＋学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）・ＰＴＡ団体傷害保険特約
（賠償責任保険普通保険約款＋ PTA 特別約款）〕

本制度は、山形県ＰＴＡ連合会が保険契約者となり、児童・生徒、教職員、ＰＴＡ会員等を被保険者として、共栄火災海上保険株式会社と締結する保険契約を活用した補償制度です。被保険者の範囲については、「児童・生徒、教職員、ＰＴＡ会員傷害・賠償補償制度の概要」をご覧ください。

補 償 期 間
令和５年４月１日～令和６年４月１日

山形県ＰＴＡ連合会安全互助会

このパンフレットのうち、保険に関する記載はその概要をご説明したものです。**保険の内容についての詳しいことは引受保険会社へお問い合わせください**。また、添付の重要事項説明書を必ずご一読ください。

〔事務手続きお問い合わせ先〕
山形県ＰＴＡ連合会安全互助会
〒990-2221
山形県山形市大字風間字地蔵山下2068
（弘栄設備工業株式会社内）
TEL：023－676－8693　FAX：023－676－8694

令和５年７月から住所・電話番号・FAX 番号が変更になります。
（山形県 PTA 連合会事務局移転のため）

〔引受保険会社〕
共栄火災海上保険株式会社
東北支店　山形支社
〒990-0039
山形県山形市香澄町２丁目11番13号
TEL：023－622－2827　FAX：023－624－0219

〔損害サービス部署〕
傷害事故
ダイレクト損害サービス部傷害損害サービス第五課
東京都練馬区高松５－８－20
TEL：03－4334－7503　FAX：03－5372－5525
賠償事故（児童・生徒賠償責任補償条項）
北海道･東北損害サービス部仙台損害サービス第二課山形損害サービスセンター
山形県山形市香澄町２丁目11番13号
TEL：023－622－2854　FAX：023－624－0219
賠償事故（PTA管理者賠償責任補償条項）
北海道･東北損害サービス部仙台損害サービス第一課
宮城県仙台市青葉区本町２－16－14
TEL：022－265－2342　FAX：022－265－2329

補償の事例

1. 児童・生徒、教職員のケガ

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）
付帯普通傷害保険〔学校契約団体傷害保険〕

◎学校の管理下外（家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。

●自動車にはねられてケガをした。

●自転車で転倒してケガをした。

●野球でケガをした。

●スキーをしていて足をネンザした。

●自宅や外出先の建物内での火災によりケガをした。

※事故の日からその日を含めて７日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

2. PTA会員のケガ（児童・生徒、教職員も対象）

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険〔PTA団体傷害保険〕

◎PTA会員（含む児童・生徒、教職員）が、PTA主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。

・PTA奉仕作業中、カマでケガをした。
・PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
・PTA行事参加の途中、ケガをした。

※入院・通院は１日目から保険金支払の対象になります。

（1. 児童・生徒のケガ　2. PTA会員のケガ　共通）

急激かつ偶然な外来の事故によるケガとは…

下記３項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

（上記３項目に該当しない例）

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

既に存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険　PTA特別約款（児童・生徒賠償責任補償条項）

◎日本国内において発生した日常生活における学童の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外）により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

●自転車で他人にケガをさせてしまった。

●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。（ただし、スポーツ中の事故については事故の状況等によって対象外になることがあります。）
・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。（学校側の管理に問題がなかった場合）

4. PTA活動中（PTA主催）の賠償事故の補償

賠償責任保険　PTA特別約款（管理者賠償責任補償条項）

◎PTA活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎PTA活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりPTAが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
・PTAが借りたタコ焼き器を、取扱いの不備で破損してしまった。

【コース別会費（補償保険料と補償内容）】 ㊨A コース・㊨B コース・㊨C コース

㊨Aコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童・生徒 教職員	傷害	死亡	55万円	300万円
		後遺障害	2.2万円～55万円	12万円～300万円
		入院保険金日額	※1 720円	3,000円
		通院保険金日額	※1 480円	2,000円
		手術	※4 3,600円／7,200円	※4 1.5万円／3万円
児童・生徒	賠償責任		※2 1,000万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		300万円
		後遺障害		12万円～300万円
		入院保険金日額		3,000円
		通院保険金日額		2,000円
		手術		※4 1.5万円／3万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童・生徒1名）	700円（614円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	550円（517円）
教職員	360円（348円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	150円（傷害97円）
児童・生徒傷害1名	360円（傷害348円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	190円（169円）
教職員傷害1名	360円（傷害348円）

㊨Bコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童・生徒 教職員	傷害	死亡	86万円	471万円
		後遺障害	3.44万円～86万円	18.84万円～471万円
		入院保険金日額	※1 1,010円	4,200円
		通院保険金日額	※1 680円	2,800円
		手術	※4 5,050円／1.01万円	※4 2.1万円／4.2万円
児童・生徒	賠償責任		※2 1,000万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		471万円
		後遺障害		18.84万円～471万円
		入院保険金日額		4,200円
		通院保険金日額		2,800円
		手術		※4 2.1万円／4.2万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童・生徒1名）	940円（822円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	730円（679円）
教職員	540円（510円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	210円（傷害143円）
児童・生徒傷害1名	540円（傷害510円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	190円（169円）
教職員傷害1名	540円（傷害510円）

㊨Cコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童・生徒 教職員	傷害	死亡	131万円	732万円
		後遺障害	5.24万円～131万円	29.28万円～732万円
		入院保険金日額	※1 1,440円	6,000円
		通院保険金日額	※1 1,000円	4,000円
		手術	※4 7,200円／1.44万円	※4 3万円／6万円
児童・生徒	賠償責任		※2 1,000万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		732万円
		後遺障害		29.28万円～732万円
		入院保険金日額		6,000円
		通院保険金日額		4,000円
		手術		※4 3万円／6万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童・生徒1名）	1,300円（1,133円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	980円（921円）
教職員	790円（752円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	320円（傷害212円）
児童・生徒傷害1名	790円（傷害752円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	190円（169円）
教職員傷害1名	790円（傷害752円）

※1　学校契約団体傷害保険では、事故の日からその日を含めて7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金のお支払対象となります。

※2　児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により他人に法律上の損害賠償を負った場合に補償します。

※3　PTAが使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金のお支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。なお、自己負担額とは、1事故あたりの金額をいいます。

※4　手術保険金は入院保険金日額の5倍・10倍となります。

※（　）内は、補償保険料として、保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営し、発展するために必要な諸経費（会議費、普及活動費、通信費等）です。

※上記補償保険料は1PTAあたりの平均児童・生徒数が300名以下の場合の保険料です。300名を越える場合には保険料が変更になります。

【コース別会費（補償保険料と補償内容）】 Ａコース・Ｂコース・Ｃコース

Aコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童･生徒 教職員	傷害	死亡	55万円	300万円
		後遺障害	2.2万円～55万円	12万円～300万円
		入院保険金日額	※1 720円	3,000円
		通院保険金日額	※1 480円	2,000円
		手術	※4 3,600円／7,200円	※4 1.5万円／3万円
児童･生徒	賠償責任		※2 50万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		300万円
		後遺障害		12万円～300万円
		入院保険金日額		3,000円
		通院保険金日額		2,000円
		手術		※4 1.5万円／3万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童･生徒1名）	600円（528円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	450円（431円）
教職員	360円（348円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	150円（傷害97円）
児童・生徒傷害1名	360円（348円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円（83円）
教職員傷害1名	360円（348円）

Bコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童･生徒 教職員	傷害	死亡	86万円	471万円
		後遺障害	3.44万円～86万円	18.84万円～471万円
		入院保険金日額	※1 1,010円	4,200円
		通院保険金日額	※1 680円	2,800円
		手術	※4 5,050円／1.01万円	※4 2.1万円／4.2万円
児童･生徒	賠償責任		※2 50万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		471万円
		後遺障害		18.84万円～471万円
		入院保険金日額		4,200円
		通院保険金日額		2,800円
		手術		※4 2.1万円／4.2万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童･生徒1名）	840円（736円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	630円（593円）
教職員	540円（510円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	210円（傷害143円）
児童・生徒傷害1名	540円（510円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円（83円）
教職員傷害1名	540円（510円）

Cコース

被保険者	補償内容		学校契約団体傷害保険（学校管理下外）保険金額	ＰＴＡ団体傷害保険（ＰＴＡ管理下）保険金額
児童･生徒 教職員	傷害	死亡	131万円	732万円
		後遺障害	5.24万円～131万円	29.28万円～732万円
		入院保険金日額	※1 1,440円	6,000円
		通院保険金日額	※1 1,000円	4,000円
		手術	※4 7,200円／1.44万円	※4 3万円／6万円
児童･生徒	賠償責任		※2 50万円（自己負担額0円）	
PTA会員	傷害	死亡		732万円
		後遺障害		29.28万円～732万円
		入院保険金日額		6,000円
		通院保険金日額		4,000円
		手術		※4 3万円／6万円

PTA活動中の賠償責任	身体		1名3,000万円1事故3億円（自己負担額1千円）
	財物		1事故200万円（自己負担額1千円）
	保管物		※3 期間中500万円（自己負担額5千円）

会費（補償保険料込み）

ＰＴＡ会員（1世帯児童･生徒1名）	1,200円（1,047円）
追加児童・生徒（1名増すごとに）	880円（835円）
教職員	790円（752円）

会費内訳（ＰＴＡ会員1世帯、児童・生徒1名あたり）

ＰＴＡ会員1世帯	320円（傷害212円）
児童・生徒傷害1名	790円（752円）
児童・生徒賠償1名 PTA活動中賠償1名	90円（83円）
教職員傷害1名	790円（752円）

※1　学校契約団体傷害保険では、事故の日からその日を含めて7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金のお支払対象となります。

※2　児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により他人に法律上の損害賠償を負った場合に補償します。

※3　PTAが使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金のお支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。なお、自己負担額とは、1事故あたりの金額をいいます。

※4　手術保険金は入院保険金日額の5倍・10倍となります。

※（　）内は、補償保険料として、保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営し、発展するために必要な諸経費（会議費、普及活動費、通信費等）です。

※上記補償保険料は1PTAあたりの平均児童・生徒数が300名以下の場合の保険料です。300名を越える場合には保険料が変更になります。

児童・生徒、教職員、ＰＴＡ会員傷害・賠償補償制度の概要

普通傷害保険の概要

傷害保険普通保険約款＋学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）・熱中症補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（学校契約団体傷害保険特約用）
傷害保険普通保険約款＋ＰＴＡ団体傷害保険特約・熱中症補償特約（ＰＴＡ団体傷害保険特約用）・食中毒補償特約（ＰＴＡ団体傷害保険特約用）

保険金をお支払いする主な場合

【学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）付帯普通傷害保険】

被保険者（保険の補償を受けられる方）が、学校の管理下[※1]外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（食中毒を含みます。）をされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を被った場合に保険金をお支払いします。ただし、**入院保険金、手術保険金、通院保険金については、事故の日からその日を含めて７日目以降において、下記入院保険金または通院保険金をお支払いすることができる状態にある場合に限り**、保険金支払の対象となり、入院・通院の初日からを対象としてお支払いします。

※１　「学校の管理下」とは次の場合をいい、この場合におけるケガ等は補償の対象とはなりません。
①学校の授業中（正規の教育活動のほか、特別活動を含みます。以下同様とします。）
②在校中（授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設（児童・生徒が居住している寄宿舎等を除きます。以下、「学校施設」といいます。）内にいることをいいます。）ただし、学校施設内にいることについて、校長が一般的に承認している場合に限ります。
③教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率するものに限ります。）

【ＰＴＡ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険】

被保険者（保険の補償を受けられる方）[※2]が、ＰＴＡの管理下[※3]においてＰＴＡ行事[※4]に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（食中毒を含みます。）をされた場合および偶然な外来の日射・熱射によって身体の障害を被った場合に保険金をお支払いします。

※２　「被保険者」は、下記の者をいいます。
①ＰＴＡ会員
②ＰＴＡ会員の同居の親族（ＰＴＡ会員と同居し、その学校に通学する児童・生徒を含みます。）
③ＰＴＡ会員の代理としてＰＴＡ行事に参加する方。ただし、その行事への参加が事前にＰＴＡより認められている場合に限ります。

※３「ＰＴＡの管理下」とは、ＰＴＡの指揮、監督および指導下をいいます。

※４「ＰＴＡ行事」とは、日本国内においてＰＴＡが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、ＰＴＡ総会、運営委員会などＰＴＡ会則に（名称の如何を問いません。）基づく手続を経て決定されたものをいいます。なお、ＰＴＡ行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

お支払いする保険金

【学校契約団体傷害保険・ＰＴＡ団体傷害保険共通】

①死亡保険金【急激かつ偶然な外来の事故によりケガ[※1]をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。】
（注）　すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。

②後遺障害保険金【急激かつ偶然な外来の事故によりケガ[※1]をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の４％～100％をお支払いします。】
（注）　保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金【急激かつ偶然な外来の事故によりケガ[※1]をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院保険金日額×入院日数を180日限度としてお支払いします。】
（注１）事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。
（注２）入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

④手術保険金【急激かつ偶然な外来の事故によりケガ[※1]をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術[※2]を受けられた場合、入院中に受けた手術の場合、入院保険金日額×10倍、それ以外の手術の場合、入院保険金日額×５倍を手術保険金としてお支払いします。】
（注）１事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術１回に限ります。

⑤通院保険金【急激かつ偶然な外来の事故によりケガ[※1]をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、通院保険金日額×通院日数を90日限度としてお支払いします。なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のみのものは含みません。】
（注１）通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。
（注２）通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位[※3]を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等[※4]を常時装着した場合は、その日数について保険金をお支払いします。

（※１）　ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。なお、この保険は食中毒補償特約を付帯しているため、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒もケガに含まれます。
（※２）　対象となる手術は、以下の①・②とします。
①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。
（※３）　所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の三大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款に記載の部位を言います。
（※４）　ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

保険金をお支払いできない主な場合

主に下記のような事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となりうるべきケガ（ＰＴＡ団体傷害保険のみ）
- ご加入者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- 無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等をしての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ（テロを除く）
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが５ｍ以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
- 自転車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの　など

※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

被保険者の範囲（○印が被保険者の範囲に含まれる方です。）

特　　約	児童・生徒 教職員	ＰＴＡ会員 （※１）	ＰＴＡ会員の 同居の親族	ＰＴＡ会員の 代理者
学校契約団体傷害保険特約 （学校管理下外のみ補償）	○	×	×	×
ＰＴＡ団体傷害保険特約	○	○	○ （※２）	○ （※３）

（※１）ＰＴＡの会則による会員をいいます。
（※２）続柄は事故発生時におけるものをいいます。
（※３）あらかじめその行事への参加がＰＴＡに認められている場合に限ります。

●学校契約団体傷害保険特約（学校管理下外のみ補償）とＰＴＡ団体傷害保険特約の補償範囲
詳細はそれぞれの特約の定めによりますが、児童・生徒の傷害事故の補償の範囲のイメージは下記のとおりです。

【それぞれの特約での補償の可否】

ケガをされた時	学校契約団体傷害保険特約 （学校管理下外のみ補償特約）	ＰＴＡ団体傷害保険特約
（A）	補償対象	対 象 外
（B）	補償対象	補償対象
（C）	対 象 外	対 象 外（※１）
（D）	対 象 外（※２）	対 象 外

（※１）学校管理下中でもあるため、基本的に独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める災害補償給付が受けられます。このとき、傷害保険（ＰＴＡ団体傷害保険特約付帯）からの保険金支払はありません。なお、同法の定める災害補償は、義務教育諸学校等の管理下の災害（負傷、疾病、障害、死亡）について給付を行うものです。
（※２）ただし、登下校中の傷害は補償対象です。

賠償責任保険の概要

賠償責任保険普通保険約款＋ＰＴＡ特別約款
【管理者賠償責任補償条項／児童・生徒賠償責任補償条項】

保険金をお支払いする主な場合

１．ＰＴＡ管理下（※１）中に、ＰＴＡ活動（※２）の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）
日本国内においてＰＴＡ（※３）が企画・立案し、主催するＰＴＡ活動中に、偶然な事故に起因して与えた他人の身体の障害、または財物の損壊についてＰＴＡが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

２．ＰＴＡが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）
ＰＴＡ管理下中に、ＰＴＡ活動を行うために他人から借り受けた財物（スポーツ用具・体育資材等）をＰＴＡが使用、管理している間に、ＰＴＡの会員および児童・生徒が損壊、紛失しまたは盗取されたために、ＰＴＡが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

３．児童・生徒の賠償責任（児童・生徒賠償責任補償条項）
ＰＴＡの児童・生徒の行為に起因して、他人に与えた身体の障害または財物の損壊について、ＰＴＡの児童・生徒もしくはその親権者・その他の法定監督義務者（親権者および後見人）が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

（※１）　ＰＴＡ管理下とは、ＰＴＡの指揮、監督および指導下において、ＰＴＡ活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるＰＴＡ会員および児童・生徒がＰＴＡ活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

（※２）　ＰＴＡ活動とは、日本国内においてＰＴＡの目的にそってＰＴＡが企画・立案し、主催する学習活動および実践活動で、ＰＴＡ総会、運営委員会などＰＴＡ会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

（※３）　ＰＴＡとは、父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、ＰＴＡ会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

お支払いする保険金

お支払いする保険金には次のものがあります。

保険金の種類			支払方法
損害賠償金	①損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用損害	②損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用	
	④争訟費用	訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

※１　①の保険金には判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。

※２　①の保険金請求権については被害者に優先権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。

※３　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

※４　法律上の賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞い金については、保険金支払の対象とはなりません。

被保険者の範囲

１．管理者賠償責任補償条項：ＰＴＡ

２．児童・生徒賠償責任補償条項：ＰＴＡの児童・生徒、ＰＴＡの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者

（注１）　児童・生徒賠償責任補償条項については、ＰＴＡの児童・生徒の行為に起因する事故についてのみ支払対象となります。

（注２）　児童・生徒賠償責任補償条項の被保険者となりうる法定の監督義務者とは、親権者（民法820条）および未成年後見人（民法857条）です。幼稚園主、小学校長等の代理監督者（民法714条第２項）は本条項の被保険者には含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

共　　通

- 保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任　など

PTA活動の遂行に伴う賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- 施設の改築、修理、取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ＰＴＡの占有下にないものまたは飲食物に起因する賠償責任
- ＰＴＡ活動終了後にＰＴＡ活動以外の活動で起こった賠償責任　など

ＰＴＡが他人から借り受けた財物に対する賠償責任（管理者賠償責任補償条項）

- ＰＴＡの借用物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損、または借用物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された借用物の破損によって生じた賠償責任
- ＰＴＡ活動終了後にＰＴＡ活動以外の活動で起こった賠償責任　など

児童・生徒賠償責任補償条項

- 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- 自動車、航空機、船舶、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任　など

事故が発生した場合には

【普通傷害保険・賠償責任保険共通】

万一事故が発生したときは、すみやかに各学校へご連絡ください。

（賠償事故の場合）

- 示談に際し引受保険会社の承認が必要ですので必ず事前にご相談ください。
- 引受保険会社にご連絡がないまま示談交渉されますと、支払われた賠償金の全部または一部について保険金をお支払いできない場合があります。
- ご連絡いただく事項
  ①賠償事故が発生した日時・場所および状況
  ②被害者の住所・氏名および被害物件
  ③賠償事故の内容・原因等

＜先取特権について＞

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

（傷害事故の場合）

- ケガをされた場合には医師の診断書をお取付けいただく場合があります。

保険金請求の流れ

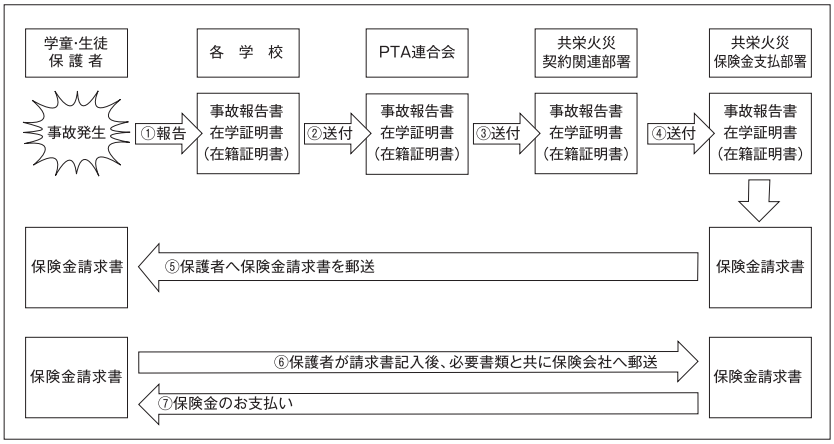

①傷害事故・賠償事故ともに、事故報告書を記入します。
学校担当者は、事故報告書裏面のチェック項目について、保護者に説明してください。
※事故報告書の記入は保護者もしくは学校担当者のどちらでもかまいません。

②学校担当者は事故報告書の記載内容を点検後、在学証明書（もしくは在籍証明書）欄を記入・押印して、事故報告書原本を山形県ＰＴＡ連合会宛に郵送してください。

③山形県ＰＴＡ連合会では、事故報告書・在学（在籍）証明書に記載漏れがないかを点検して、事故報告書原本を共栄火災（保険会社）に郵送します。

④共栄火災・契約関連部署では、事故報告書・在学（在籍）証明書に記載漏れがないかを点検して、共栄火災・保険金支払部署に事故報告書原本を送付します。

⑤共栄火災・保険金支払部署では、事故報告書に基づいて、保護者宛に保険金請求に必要な書類を郵送します。

⑥保護者は保険金請求書類を記入・作成後、共栄火災・保険金支払部署に返送します。

⑦共栄火災・保険金支払部署は保護者から返送された保険金請求書類を点検し、不備がなければ、速やかに保険金をお支払いいたします。保険金請求書に不備がある場合は、共栄火災・保険金支払部署が保護者に直接照会します。

22-2252